

## II 執行体制

(開発行為の許可)

**法第29条** 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

**地方自治法の一部を改正する法律附則**

(都市計画法等の一部改正に伴う経過措置)

**第46条** 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「指定都市又は」とあるのは「指定都市、」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市」とする。

(条例による事務処理の特例)

**地方自治法第252条の17の2** 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

**知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条** 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

**附則第2条** この条例の施行の際別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

### 〈解説〉

法第3章第1節（開発行為等の規制）の規定による権限は、知事（指定都市、中核市、施行時特例市の区域内にあつては、それぞれの長）が有しています。

また、地方自治法第252条の17の2第1項に基づく都道府県の条例で、法第3章第1節の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（事務処

理市町村) にあつては、それぞれの市町村長が都市計画法第3章第1節に規定する事務を行います。

本市については、平成18年4月に「埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により権限を移譲されております。

なお、本市において事務処理した開発許可等に関する手数料にあつては、八潮市手数料条例により八潮市長が徴収することとなります。(地方自治法第227条)

「埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」の別表に掲げられている開発許可等に関する事務

別表第63項

一 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書並びに第43条第1項の規定による許可
- 2 法第34条第13号、第35条の2第3項、第36条第1項及び第38条の規定による届出の受理
- 3 法第34条の2第1項、第42条第2項及び第43条第3項の規定による協議
- 4 法第36条第2項の規定による検査及び検査済証の交付
- 5 法第36条第3項の規定による公告
- 6 法第37条第1号の規定による認定
- 7 法第41条第1項の規定による制限の指定
- 8 法第45条の規定による承認
- 9 法第46条の規定による登録簿の調製及び保管
- 10 法第47条第1項から第5項までの規定による登録簿の登録、附記、修正、保管及び写しの交付
- 11 法第80条第1項の規定による報告及び資料の徴収、勧告及び助言(1及び8の許可及び承認に係るものに限る。)
- 12 法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更、効力の停止、条件の変更及び条件の付与並びに命令(1及び8の許可及び承認に係るものに限る。)
- 13 法第81条第2項の規定による措置及び公告(12の命令に係るものに限る。)
- 14 法第81条第3項の規定による公示(12の命令に係るものに限る。)
- 15 法第82条第1項の規定による立入検査(12の命令に係るものに限る。)